米子市文化活動館使用等(変更)許可申請書											
							令和	年		月	日
指定管理者 旭ビル管理株式会社 様											
		申請	伯	団体の 住 所 <sup>7</sup> 所 在 代表者	又は地						
						(電話				)	
次のとおり、米子市文化活動館の使用等の(変更)許可を申請します。											
使用の目的											
使用する日時	令和 令和	年 年	月 月			<ul><li>午後</li><li>午後</li></ul>	時 時	分が 分す			
使用する施設											
利用予定人員	人										
使用する附属 設備及び器具											
使用者がする 特別の設備	1 設備する(別紙図面のとおり) 2 設備しない										
使用責任者	住所										
	氏名	(電話								)	
米子市文化活動館使用等(変更)許可書							使	用	料		
上記の申請について、使用等(の変更)を許可します。 令和 年 月 日 指定管理者 旭ビル管理株式会社					施言	没			円		
						冷暖原	房			円	
						合 言	<del>}</del>			円	
許可条件											

- 1 この処分(米子市文化活動館使用料の支払に関するものは含まれません。以下同じです。)に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)(地方自治法第244条の4第1項・行政不服審査法第18条第1項本文及び第2項本文)
- 2 また、この処分に不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、旭ビル管理株式会社を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。 (行政事件訴訟法第8条第1項本文、第11条第2項及び第14条第1項本文)
- 3 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、 この処分があった日の翌日から起算して1年を経過しているときは、この処分の取消し の訴えを提起することはできません。

(行政事件訴訟法第14条第2項本文)